

# 日本国文部科学省とカザフスタン共和国文化・スポーツ省との間の スポーツ分野における協力覚書

日本国文部科学省とカザフスタン共和国文化・スポーツ省（以下「両当事者」という。）は、

スポーツ分野における協力が両当事者の国家間の友好関係を発展及び強化させ、両当事者の関係を更に拡大させ高めるための基礎であることを認識し、両当事者の利益のためにスポーツの発展に強力かつ効果的に貢献する必要性を理解し、

こうした相互活動が共通の利益に資すること及び両当事者の国の社会の発展の向上に貢献することを考慮し、

以下の共通認識に至った。

## 項目 1

本協力覚書（以下「本覚書」という。）は、互恵の精神に基づき、スポーツ分野における研究、開発及び改善に関する両当事者の協力のための基盤を提供する。

## 項目 2

上記の目標を達成するため、両当事者は、両当事者の国で開催されるスポーツイベントに関する情報並びに、戦略プログラム、大衆スポーツの発展及びスポーツによる人々の健康増進に関する方法等の科学的情報を含む、スポーツの発展に関するプログラムの情報の交換を行う。

両当事者は、スポーツ施設建設の分野における高度な科学技術と経験の情報交換に貢献する。

両当事者は、障がい者のためのスポーツ発展における情報交換に貢献する。

## 項目 3

訓練とスポーツマンシップのレベルの向上のため、両当事者は、必要に応じて、選手、指導者及びスポーツムーブメントの主催者が両当事者の領域内で行われる競技大会、練習、その他の事業に参加するための環境づくりに協力する。

## 項目 4

両当事者は、スポーツ案件やスポーツ医療をテーマとして両当事者の国又は第3国の領域内で開催される科学会議、フォーラム及びトレーニングコースの枠組み内における専門家や科学者の交流に貢献する。

## 項目 5

両当事者は、スポーツにおけるアンチ・ドーピングに関するユネスコ国際条約に従い、競技大会内外における使用が禁止されている薬物や方法の使用を防止し、ドーピングフリーのスポーツに参加するアスリートの権利を保障するための措置をとる。

## 項目 6

両当事者は、特別な事例における別途の決定がない限り、両国の立法府によって与えられた資源の制限の範囲で、本覚書の実施の際に生じる費用を独立して負担する。

## 項目 7

本覚書は、各国が当事者となる合意から生ずる両当事者の国の権利及び義務に關係するものではない。

## 項目 8

両当事者の同意により、本覚書の不可分な一部となる別の文書により、本覚書への修正を行うことが可能である。

## 項目 9

本覚書の項目の解釈や実施の際に紛争や不一致が生じた場合には、両当事者は交渉と協議の手段を通じてそれらを解決する。

## 項目 10

本覚書の下での協力は、署名日より開始し5年間継続する。本覚書の下での協力期間は、両当事者のいずれも他方に対して本覚書の下での協力を終了する意向を外交チャンネルを通じ、書面にて当該期間の満期の6か月前までに通知しない限り、更に5年間自動的に延長される。

本覚書の終了は、協力期間中に決定されたプロジェクトの終了の原因とはならない。

2017年2月27日に、東京において、日本語、カザフ語及び英語により署名され、それぞれ同等の価値を有する。解釈に不一致がある場合には、英語による本書による。

水落敏彌  
日本国文部科学省のために

カザフスタン共和国文化・スポーツ省のために